

新旧対照表

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を  
定める条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それ  
ぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に  
応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設又は同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）  
次号及び第4号に掲げる事項
  - (3)・(4) (略)
- 2 (略)

旧（改正前）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) (略)
  - (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設又は同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）  
次号及び第4号に掲げる事項
  - (3)・(4) (略)
- 2 (略)

